

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	源泉徴収事務にかかる法定調書提出(取りまとめ)に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

さいたま市は、源泉徴収事務にかかる法定調書提出(取りまとめ)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

源泉徴収事務にかかる法定調書提出(取りまとめ)に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関する契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

さいたま市長

公表日

令和5年7月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	源泉徴収事務にかかる法定調書提出(取りまとめ)に関する事務
②事務の概要	源泉徴収事務にかかる法定調書提出(取りまとめ)に関する事務は、所得税法第225条に基づき行われるもので、報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書等を作成し、合計表とともに税務署長に提出するというものである。 当該事務においては、人事・給与システム(勤務情報システム)を利用して収集した支払を受ける者の個人番号や支払金額、源泉徴収税額などの情報を取りまとめ、報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書等の法定調書を作成し、税務署長に提出するに当たり、個人番号関係事務として特定個人情報ファイルの取扱いが生じる。
③システムの名称	人事・給与システム(勤務情報システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
報酬等支払とりまとめファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第4項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務局 人事部 職員課
②所属長の役職名	職員課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	各区役所 暮らし応援室 住所: 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 他
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務局 人事部 職員課 住所: 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 電話番号: 048-829-1095

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月11日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	職員課長 長畑 哲也	職員課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
平成31年1月11日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
令和1年5月17日	II しきい値判断項目、3. 重大事故	2) 発生なし	1) 発生あり	事後	評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生による変更
令和2年5月20日	II しきい値判断項目、3. 重大事故	1) 発生あり	2) 発生なし	事後	評価実施機関における重大事故の発生から1年を経過したことに伴う修正
令和3年7月21日	II しきい値判断項目、1. 対象人数	平成27年10月30日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正のため、重要な変更 に該当しない。
令和3年7月21日	II しきい値判断項目、2. 取扱者数	平成27年10月30日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正のため、重要な変更 に該当しない。
令和4年7月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	源泉徴収事務にかかる法定調書提出(取りまとめ)に関する事務は、所得税法第225条に基づき行われ、報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書等を作成し、合計表とともに税務署長に提出するものです。 源泉徴収事務にかかる法定調書提出(取りまとめ)に関する事務の内容は、人事・給与システム(勤務情報システム)を利用して収集した支払を受ける者の個人番号や支払金額、源泉徴収税額などの情報を取りまとめ、特定個人情報ファイルである。報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書等の法定調書を作成して税務署長に提出するものです。	源泉徴収事務にかかる法定調書提出(取りまとめ)に関する事務は、所得税法第225条に基づき行われるもので、報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書等を作成し、合計表とともに税務署長に提出するというものである。 当該事務においては、人事・給与システム(勤務情報システム)を利用して収集した支払を受ける者の個人番号や支払金額、源泉徴収税額などの情報を取りまとめ、報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書等の法定調書を作成し、税務署長に提出するに当たり、個人番号関係事務として特定個人情報ファイルの取扱いが生じる。	事後	記載の整備

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月8日	I 関連情報、3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第3項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第4項	事後	法令改正による修正
令和4年7月8日	II しきい値判断項目、1. 対象人数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	時点修正のため、重要な変更 に該当しない。
令和4年7月8日	II しきい値判断項目、2. 取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	時点修正のため、重要な変更 に該当しない。
令和5年7月27日	II しきい値判断項目、1. 対象人数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	時点修正のため、重要な変更 に該当しない。
令和5年7月27日	II しきい値判断項目、2. 取扱者数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	時点修正のため、重要な変更 に該当しない。